

様式第4号（第11条関係）

基環第780号
平成26年1月10日

提案者様

基山町長 小森純一

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

12月13日に提案を受けた件については現地確認し、現在設置されている商工会広告灯が撤去された場合、暗くなるのは明らかです。町の主要幹線でもあり、集落への入り口で多数の人が通行すると認められますので、今回は提案どおり設置させていただきます。

2. 取扱いの理由

地域内で必要な防犯灯は、地域で設置していただいておりますが、今回は提案理由のとおり、県道沿いで不特定多数の人が通行されています。また、現在の商工会広告灯が撤去されると防犯上不適当と認められましたので、町で来年度中に設置することとしました。